

## 国家外貨管理局

# 銀行が展開する貿易エビデンス審査関連業務を 利便化することについての通知

中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室

2017年4月4日、国家外貨管理局は「銀行が展開する貿易エビデンス審査関連業務を利便化することについての通知」(匯発[2017]9号、以下本通知)を公布しました。銀行が展開する貿易の真実性審査業務をより規範化し、貿易の利便性を更に高めることを目的としています。本通知は2017年5月1日より施行されます。

### 1. 政策の背景

貨物貿易外貨サービス、管理を更に改善し、貿易の利便化を進めるために、国家外貨管理局、税関総署、国家税務総局は連名で「貨物貿易外貨管理制度改革についての公告」(国家外貨管理局公告 2012年第1号)を公布、2012年8月1日より、全国において貨物貿易外貨管理制度改革を実施することを発表しました。

外貨管理局は、企業の貿易外貨収支の合法性および貨物輸出入との一致性をもとに、企業をA・B・Cの3つに分類し、A類企業の輸入外貨支払を簡素化し、通関単・契約書・発票等のいずれか1種類の取引証明で取引が行えるよう定めました。輸出代金の受取についても、ネットワーク上の検査が不要となり、手続の簡素化が進みました。

そして今回、貿易の真実性審査業務をさらに規範化し、貿易の利便化水準を高めるべく、本通知が発表されています。本通知において、国家外貨管理局は貨物貿易外貨モニタリングシステム(銀行版)(以下、システム)の「通関情報照会」モジュールを銀行向けに開放することを発表しています。銀行は外貨支払業務を行う際、上記システム経由で業務の真実性確認を求められることになり、「顧客を了解する、業務を了解する、デューデリジェンス」という展業3原則をより遵守して手続を実施する必要があります。

### 2. 政策の概要

本通知において、銀行が外貨支払業務を行う際、前述のシステム経由で企業の輸入通関情報をオンラインで照会しなければならないと定めています(図表1ご参照)。企業は貨物貿易の対外外貨支払業務を行う際、必ず銀行宛に通関情報を提出しなければならない点も明確化されました(図表2ご参照)。

【図表1】貨物貿易外貨支払業務(※)に関する通関情報のオンライン照会基準

基準	銀行側の照会基準
単一明細の金額が10万米ドル相当以上(10万米ドル含まず)	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 原則として、現行規制に基づいてエビデンス審査を実施の上、システムにおいて「通関情報照会」モジュールを通じて輸入通関電子情報の照会を行う</li><li>▶ 銀行が企業の対外支払業務に関する真実性および合法性を確認できる場合は、照会手続は不要</li></ul>
単一明細の金額が10万米ドル相当以下	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 銀行は「顧客を了解する、業務を了解する、デューデリジェンス」の展業3原則に基づいて、自主的に照会手続の要否を判断</li></ul>

(※)ここでいう貨物貿易には三国間貿易は含まれない

【図表2】オンライン審査の実施時点

状況	タイミングと手続
通関済の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 対外外貨支払業務実施後、5営業日以内に実施</li> </ul>
通関未済の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 企業が通関手続を完了した後(輸入日から)40日以内に銀行に通関情報を提供する</li> <li>▶ 銀行は実際の支払額をベースにシステムで照会を実施</li> </ul>
通関済も、合理的な理由により通関情報が提供できない場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 銀行は取引の真実性、合法性を確認した上で外貨支払を実施</li> <li>▶ 企業が通関を完了した後、40日以内に照会を実施</li> <li>▶ 通関情報が提供不能な場合、銀行はシステムにその対外支払業務を記録化</li> </ul>

また、本通知では「貨物貿易ブラックリスト制度」についても発表されています。銀行は一定の状況に該当する企業の注意情報をシステムを通じて全国の銀行と共有することができます。この情報は24か月間保存されます。対象となる恐れのある状況については図表3をご参照下さい。

【図表3】貨物貿易ブラックリストの対象

ブラックリストに掲載される状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 規定された期間内に通関状況を提供できず、かつ合理的な説明が無い場合</li> <li>▶ 通関情報の重複使用の疑いがあり、かつ合理的な説明が無い場合</li> <li>▶ 虚偽の通関情報の使用の疑いがある場合</li> <li>▶ その他注意表示が必要な状況にある場合</li> </ul>

### 3. 企業への影響

本通知によれば、企業は輸入貨物の対外外貨支払を行う際、輸入通関の情報を期限内に銀行に提出しなければなりません。特に輸入決済量の大きな企業は事務負担増に繋がる可能性があります。また、規定された期間に通関情報を提出できない場合、対外外貨支払への影響(支払不能、支払遅延)も懸念されます。今後、企業は通関情報の収集、整理、保管の内部体制を整え、事務負担の増加に備える必要があります。内部体制の整備を進めておくことによって、一定のリスクヘッジ・効率化が図れます。現時点では、不透明な点が多く、当局解釈等の発表が待たれます。引続きフォローの上、随時情報展開させていただきます。

以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p style="text-align: center;"><b>国家外汇管理局</b> <b>关于便利银行开展贸易单证审核有关工作的</b> <b>通知 汇发〔2017〕9号</b></p> <p>国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局；各中资外汇指定银行：</p> <p>为进一步便利银行开展贸易真实性审核工作，提升贸易便利化水平，根据《中华人民共和国外汇管理条例》等规定，国家外汇管理局决定向银行开放货物贸易外汇监测系统（银行版）（以下简称系统）“报关信息核验”模块。现将有关事项通知如下：</p> <p>一、办理单笔等值10万美元（不含）以上货物贸易对外付汇业务（离岸转手买卖业务除外，下同），银行在按现行规定审核相关交易单证的基础上，原则上应通过系统的“报关信息核验”模块，对相应进口报关电子信息办理核验手续；银行能确认企业对外付汇业务真实合法的，可不办理核验手续。</p> <p>办理单笔等值10万美元以下货物贸易对外付汇业务，银行可按照“了解客户、了解业务、尽职审查”的原则，自主决定是否通过系统对相应进口报关电子信息办理核验手续。</p> <p>二、企业办理货物贸易对外付汇业务，应向银行提供真实的报关信息。</p> <p>三、银行应按以下方式在系统中办理进口报关电子信息的核验手续：</p> <p>（一）对于已完成进口报关手续的，银行自办理货物贸易对外付汇业务之日起5个工作日内，按照本次货物贸易对外付汇金额，在系统中办理核验手续。</p> <p>（二）对于未完成进口报关手续的，银行应要求企业在完成报关手续之日（即进口日期，下同）起40日内提供相应的报关信息，并按照本次货物贸易对外付汇金额，在系统中补办核验手续。</p> <p>（三）对于已完成进口报关手续但企业因合理原因无法及时提供报关信息的，银行确认交易</p>	<p style="text-align: center;"><b>国家外貨管理局</b> <b>銀行が展開する貿易エビデンス審査関連業務を</b> <b>利便化することについての通知 匯發〔2017〕9号</b></p> <p>国家外貨管理局各省、自治区、直辖市分局、外貨管理部、深セン、大連、青島、アモイ、寧波市分局、各中資外貨指定銀行銀行が展開する貿易の真实性審査業務をより利便化し、貿易の利便化水準を高めるため、「中華人民共和国外貨管理条例」等の規定に基づき、国家外貨管理局は銀行に向けて貨物貿易外貨モニタリングシステム(銀行版)(以下システム)の「通関情報検査」モジュールを開放する。ここに関連事項を以下の通り通知する。</p> <p>一、単一明細が10万米ドル(10万米ドルを含まない)以上の貨物貿易對外支払業務(三国間貿易を除く、以下同様)を取扱う場合、銀行は現行規定に基づいた関連取引エビデンス審査を基礎とし、原則としてシステムの「通関情報検査」モジュールを通じて、相応の輸入通関電子情報に対して検査手続を行わなければならない。銀行は企業の對外支払業務の真实性・合法性が確認できる場合、検査手続を免除することも可能とする。単一明細が10万米ドル以下の貨物貿易對外支払業務を取扱う場合、銀行は「顧客を理解する、業務を理解する、デューデリジェンス」の原則に基づいて、システムを通じて相応の輸入通関電子情報に対する検査手続を行うか否かを自主的に決定できる。</p> <p>二、企業が貨物貿易對外支払業務を行う際、銀行に真実の通関情報を提供しなければならない。</p> <p>三、銀行は以下の方式に基づいてシステムにおいて輸入通関電子情報の検査手続を行わなければならない。</p> <p>(一)既に完成している輸入通関手続の場合、銀行が貨物貿易對外支払業務を行った日より5営業日以内に、今回の貨物貿易對外支払金額に基づいてシステムで検査手続を行う。</p> <p>(二)輸入通関手続が済んでいない場合、銀行は企業に通関手続が完了した日(即ち輸入日)より40日以内に相応の通関情報の提供を要求しなければならない。あわせて、今回の貨物貿易對外支払金額に基づいて、システムにおいて補充検査手続を行う。</p> <p>(三)輸入通関手続を完了したが、合理的な理由により通関情報を即時提供できない場合、銀行は取引の真实性、合法性を確認した後、支払業務を行い、企業が通関手続を完了した日</p>

<p>真实合法后为其办理付汇业务，在企业完成报关手续之日起 40 日内补办核验手续。对于上述确实无法提供报关信息的，银行应在系统中对该笔付汇业务进行记录。</p> <p>(四) 对于因溢短装等合理原因导致货物贸易实际对外付汇金额大于报关金额的，银行在系统中办理核验手续时，应注明原因。</p> <p>四、对于存在下列情况之一的企业，银行应逐笔在系统中对企业加注相应标识，企业的标识信息通过系统向全国银行开放：</p> <p>(一) 未在规定期限内提供报关信息且无合理解释的；</p> <p>(二) 涉嫌重复使用报关信息且无合理解释的；</p> <p>(三) 涉嫌使用虚假报关信息的；</p> <p>(四) 其他需加注标识的情况。</p> <p>企业的标识信息保存期限为 24 个月。由于银行操作失误导致企业被误标识的，经银行内部审批后，银行可撤销相关企业的标识信息。</p> <p>五、对于因数据传输不完整等原因造成系统缺失相应进口报关电子信息，银行确认交易真实合法后为其办理付汇业务，并及时在系统中补办核验手续。对于系统始终缺失进口报关电子信息的，银行应在系统中对该笔付汇业务进行记录。</p> <p>若系统出现无法正常登录等情况，银行应按照《国家外汇管理局综合司关于做好货物贸易外汇管理应急工作有关问题的通知》(汇综发[2012]123 号)的规定处理。</p> <p>六、银行应根据本通知规定及时修订相关业务的内控制度，并保证企业进口报关电子信息数据的安全。</p> <p>七、国家外汇管理局及其分支机构（以下简称外汇局）应做好对银行开展核验工作的指导，及时解决出现的问题，同时可不定期对银行核验工作的实施情况进行核查检查。</p>	<p>より 40 日以内に補充検査手続を行う。上述の通関情報の提供ができない場合は、銀行はシステムにおいて当該支払業務を記録化しなければならない。</p> <p>(四)合理的な理由により貨物貿易の実際の対外支払金額が通関金額より大きい場合、銀行はシステムにおいて検査手続を行う際に、原因について注釈を入れなければならない。</p> <p>四、以下の状況にある企業に対しては、銀行はシステム中の企業の各明細について、相応の注意表示を行わなければならない。企業の表示情報は、システムを通じて全国の銀行に開放される。</p> <p>(一)規定期間内に通関情報を提供できず、かつ合理的な説明が無い場合</p> <p>(二)通関情報の重複使用の疑いがあり、かつ合理的な説明が無い場合</p> <p>(三)虚偽の通関情報の使用の疑いがある場合</p> <p>(四)その他注意表示が必要な状況にある場合</p> <p>企業の表示情報は 24 か月間保存される。銀行の操作ミスによって企業が誤った表示を受けた場合、銀行内の審査を経た後、銀行が関連企業の表示情報を削除することができる。</p> <p>五、データ伝送の不完備等の原因で、システムが相応の輸入通関電子情報を消失した場合、銀行は取引の真实性・合法性を確認した後、その支払業務を取扱う。あわせて、遅滞なくシステムにおいて補充検査手続を行う。システムが終始輸入通関情報を消失している場合、銀行はシステムにおいて当該明細の支払業務に対して記録化を行う。</p> <p>システムに正常に登録できない等の状況が発生した場合、銀行は「国家外貨管理局総合司 貨物貿易外貨管理応急業務を適切に行うことに関する問題についての通知」(匯総発[2012]123 号)の規定に基づいて処理する。</p> <p>六、銀行は本通知の規定に基づいて、遅滞なく関連業務の内部コントロール制度を改定しなければならない。あわせて、企業の輸入通関電子情報データの安全性を保証しなければならない。</p> <p>七、国家外貨管理局およびその分支機構(以下、外貨管理局)は、銀行が展開する検査業務の指導を適切に行い、発生した問題を遅滞なく解決し、同時に不定期に銀行の検査業務の実施状況に対して検査を行わなければならない。</p>
---	---

<p>八、违反本通知规定的，由外汇局根据《中华人民共和国外汇管理条例》依法处罚。</p> <p>九、本通知由国家外汇管理局负责解释，自2017年5月1日起施行。</p> <p>国家外汇管理局各分局、外汇管理部接到本通知后，应及时转发辖内中心支局（支局）、地方性商业银行及外资银行。各中资银行收到本通知后，应及时转发下属分支机构。执行过程中如遇问题，请及时向国家外汇管理局反馈。</p> <p>特此通知。</p>	<p>八、本通知の規定に違反する場合、外貨管理局によって「中華人民共和国外貨管理条例」に基づき、処罰される。</p> <p>九、本通知は国家外貨管理局が解釈に責任を負い、2017年5月1日より執行される。</p> <p>国家外貨管理局各分局、外貨管理部は、本通知を受領した後、遅滞なく管轄内のセンター支局(支局)、地方性商業銀行、外資銀行に転送しなければならない。各中資銀行は本通知を受領した後、遅滞なく所属する分支機構に転送しなければならない。執行過程において問題が発生した場合、遅滞なく国家外貨管理局にフィードバックすること。</p> <p>ここに通知する。</p>
---	---

【日本語参考訳：三菱東京UFJ銀行（中国） 中国投資銀行部】

- ☞ 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わるフロー案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司 中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室